

鳥取県告示第 232 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町豊房字轆轤木1782、1785から1789まで、字視キ滝1820、1821、字上の場1843から1848まで、字下的場1849から1860まで、字城山1861、字轟谷1866から1870まで、字向原1871の5から1871の10まで、1871の12、字下栗ヶ谷1872の1、1872の2、1873の1から1873の3まで、1874から1878まで、字上栗ヶ谷1879、1880、1882から1886まで、字打廻1890から1893まで、字向林ノ一1935、字大塔林1977の1から1977の4まで、1978の1、1978の2、1979から1985まで、字午前ノ曾祢1986、1987、字大谷平1988の1、1988の2、1989、字箕ヶ平1990から1993まで、字栗ヶ谷1994の2、1994の4から1994の20まで、1994の22から1994の37まで、1994の45から1994の48まで、1994の50、1994の52、1994の55から1994の58まで、1994の61、1994の63、3804の1、3804の3、3804の4、字仏谷平1995の1、1995の6、1995の7、字新山林ノ二2019から2027まで、2030、字草谷2052の16、字浅平2054の2、字向林ノ四2077、2079

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)